

祝創立70周年記念集会！中小業者の営業と生活を守る民商を大きく！

11月15日（金）13時から「感染防止対策協力金（10/1～17実施分）」の申請書記入と税金の学習会を行いました。また、参加者のほとんどが「あいスタ」（ニューあいちスタンダード認証制度）認証も受けていましたが「うちは☆3つもらえた」「私のところは、ほぼ完ぺきなのに、ペイペイが無いことを理由に☆2つにされた」「ペイペイって関係あるの？」とわいわいがやがや。「あいスタ」の検査に来るスタッフによって審査内容が異なるのは納得できない！と憤る人も。各自申請書の記入をした後、この1年間の協力金収入の一覧表と、所得税、住民税、事業税、国保料の概算について説明しました。試算では、総額で350万円以上になり、「えっ、こんなに払わないといけないの」「納付できないとどうなるの」など声が上がりまし
告に向けた学習会を12月9日（木）13時から行うことを決めました。



新型コロナウイルス感染症の感染防止に協力するため、ほぼ1年間ともに仕事ができなかった飲食店に対する補償は当然のことです。しかしながら、その後負担が予定される税金は相当な金額です。また、今後客足が元に戻らなければ、赤字営業が続くことになりかねません。自主計算をしっかりと行って、備えることが大切です。

	収入	所得	所得控除	①所得税	②住民税	③国保料	④事業税	①～④合計
R2年	4,000,000	700,000	630,000	3,500	18,200	101,250	0	122,950
R3年	13,000,000	9,700,000	630,000	1,487,600	881,300	990,000	340,000	3,698,900
増差 (R3-R2)	9,000,000	9,000,000	0	1,484,100	863,100	888,750	340,000	3,575,950

【名古屋市用】

時短協力金で税金・保険料の負担どーなる？

試算・交流し、税金・経営対策強めよう

今年受け取った時短協力金に対し、一体どれだけの税金がかかるのか不安を感じていませんか？
納付の時に驚かぬよう、民商の税金・保険料の計算シートで税金・保険料を試算し、今から税金
対策や経営対策に生かしていきましょう。 ※税率や保険料率は2021年度のものになります。

時短協力金	時短・休業期間	支給額（下限額）	受給額
名古屋市 2期	▶12/18～1/11【全期間】 ▶途中開店（日割り）	100万円 4万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 3期	▶1/12～2/7【全期間】 ▶1/12～1/17 ▶1/18～2/7 ▶途中開店・閉店（日割り）	150万円 24万円 126万円 ・1/12-1/17＝4万円×時短・休業日数 ・1/18-2/7＝6万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 4期	▶2/8～3/21【全期間】 ▶2/8～2/28 ▶3/1～3/21 ▶途中開店・閉店（日割り）	210万円 126万円 84万円 ・2/8-2/28＝6万円×時短・休業日数 ・3/1-3/21＝4万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 5期	▶3/22～4/19 ▶途中開店・閉店（日割り）	58万円 2万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 6期	▶4/20～5/31【全期間】 ▶4/20～5/11 ▶5/12～5/31 ▶途中開店・閉店（日割り）	168万円 88万円 80万円 ・4/20-5/11＝4万円×時短・休業日数 ・5/12-5/31＝4万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 7期	▶6/1～6/20 ▶途中開店・閉店（日割り）	80万円 4万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 8期	▶6/21～7/11 ▶途中開店・閉店（日割り）	63万円 3万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 9期	▶7/12～8/7 ▶途中開店・閉店（日割り）	67.5万円 2.5万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 10期	▶8/8～8/26 ▶途中開店・閉店（日割り）	57万円 3万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 11期	▶8/27～9/30 ▶途中開店・閉店（日割り）	140万円 4万円×時短・休業日数	㊦
名古屋市 12期	▶10/1～10/17 ▶途中開店・閉店（日割り）	42.5万円 2.5万円×時短・休業日数	㊦

※期によっては「売上高方式」「売上高減少額方式」の申請があり、それぞれ給付額が変わります。表記の金額は「売上高方式」の金額となります。

㊦ まずは2021年の所得額を試算してみよう

2021年の予想所得金額

協力金総額＝㊦を記入

㊦

+

㊦

＝

2021年の合計所得金額＝㊦の数字へ記入

協力金総額（㊦～㊦合計額）

㊦

㊦～㊦合計額＝1136万円

※㊦を予想できない場合は、2020年の所得金額を書いてみよう。ただし前年に「持続化給付金」などを受給した場合は、その金額を差し引いた金額を記入。

※国・自治体からの給付金等は、消費税の課税対象にならないものが多いので、営業収入と給付金を足して1000万円を超えれば、所得税の適用を受けることができます。

707（セブンオーセブン）作戦は11月末まで推進中！
 11月に入って 黒川支部の会員の紹介で1名入会！
 西支部は、支部長の宮内さんが 知り合いに勧め 商工新聞読者1名増やしました！
 他の支部も、続いて頑張りましょう！